

～ 幼稚園における薬の取り扱いについて ～

幼稚園における薬の取り扱いについてお知らせします。

薬の与薬は医療行為に当たりますので、原則として幼稚園での与薬は行っておりません。しかしやむを得ない場合のみ、保護者の方の許可のうえで、職員が保護者の方に代わって与薬します。

ただし、

・ 医療機関からの処方薬以外はお預かりできません。

(市販薬など、保護者の個人的な判断で持参したものはお預かりできません)

・ 登園前または降園後に服薬が可能であれば、

必ずご家庭で飲ませていただきますようご協力をお願いいたします。

上記をご理解の上、どうしても幼稚園での与薬が必要な場合は、使用する薬と一緒に与薬依頼票の提出をお願いいたします。

与薬依頼票がない場合は幼稚園で与薬ができません。

幼稚園にも依頼票は用意していますが、その場合は登園時に保護者の方が事務所で記入をし、そのうえで薬を預けてください。

なお、例外として処方薬以外でお預かりできるものは下記の2つです。

(園児の状況・行事や季節によって必要となるもの)

- 1・遠足やお泊まり保育の際に服用する酔い止め
- 2・虫よけスプレー (医師の指示があった園児のみ)

この2つは依頼票は不要です。